

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、三池炭鉱と石炭関連産業の隆盛とともに発展してきたまちであり、福岡県南や熊本県北における地域経済や雇用を支える中核的な機能を担っている。

また、本市の人口は、基幹産業であった石炭産業縮小により、昭和34年の208,887人をピークに減少し、令和7年4月時点では103,759人となっており、今後も減少が見込まれている。あわせて、少子高齢化が進展しており、高齢化率は38.4%と国より20年先行している状況にある。特に、若年層を中心とした市外流出が多く、雇用の場づくりをはじめ、移住・定住の促進が喫緊の課題である。

一方、産業においては、現在も化学工業や非鉄金属業など、石炭関連産業から発展した大手事業所が地域企業を牽引し、関連企業をはじめ、取引のある企業が多数集積する「モノづくりのまち」としての地域特性を有している。また、これまで市内7か所に産業団地を整備し、製造業を中心とした企業が数多く進出しているほか、若い世代が求める働く場の創出に向けて、IT関連企業等の誘致についても積極的に取り組んでいるところである。

さらに、令和6年度には、産学官金が連携し、市内中小企業のワンストップ相談窓口である大牟田市ビジネスサポートセンターを開設し、国・県等の支援機関とも連携しながら、伴走支援を行っているところである。相談内容は、事業承継、技術相談、補助金活用、販路開拓、生産性向上に向けた業務効率化など多岐に亘っている。

こうした中小企業が今後も持続的に発展するには、デジタル化や脱炭素化など社会経済を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、経営の効率化をはじめ、技術の高度化や新分野への進出、取引拡大等を図り、競争力強化に取り組む必要がある。あわせて、人手不足の中、省力化や効率化を目的とした設備投資による労働生産性の向上を進めていくことも求められており、市においても補助制度やビジネスサポートセンターにおける相談対応等により支援していくこととしている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の一つとして、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市としては、全産業を対象に生産性の向上による企業競争力の強化を促すことによって、市内企業の経営の効率化や技術の高度化を進め、事業活動の進展及び持続的な成長を図る必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

本市としては、全産業を対象に生産性の向上による企業競争力の強化を促すことによって、市内企業の経営の効率化や技術の高度化を進め、事業活動の進展及び持続的な成長を図る必要から、対象となる区域、業種及び事業等は以下のとおりとする。

(1) 対象地域

大牟田市全域

(2) 対象業種・事業

全ての業種及び事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間（大牟田市作成）

事務処理上、計画の終期を月末にするため、令和7年7月11日から令和9年6月30日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間（中小企業作成）

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 大牟田市税を滞納している者が計画する事業については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。